

東海の古代

第261号 2022年5月

会長 : 畑田寿一
 編集 : 石田泉城 投稿先アドレス : toukaikodai@yahoo.co.jp
 HP : <http://furutashigakutokai.g2.xrea.com/index.htm>

『隋書』東夷伝を読み直す

一宮市 畑田 寿一

『隋書』の研究は百年以上の歴史がある。しかし、未だ万人が認める解は見つけられていない。今回はこの古くて新しい課題について、朝鮮半島の諸国を含めて眺め直すことにより探ってみたい。

1 『隋書』東夷伝（巻81）に書かれている事柄

東夷伝には高麗、百濟、新羅、靺鞨、琉球国、倭国（以下倭国と記す）の国々の国土、服装、官位などが記述されている。その記述を概略すればほぼ次のようになる。

| 国 | 内容 | 記述概要 |
|-----|----|----------------------------------------------------|
| 高麗 | 国土 | 東西2千里、南北千余里、首都は平壤京 |
| | 官位 | 太大兄始め12官位 |
| | 服装 | 冠、大袖の上着、大口の袴 |
| 百濟 | 国土 | 東西4百50里、南北9百余里、首都は居抜城 都市部（5部、5巷/部）、地方（5方、10郡/方） |
| | 官位 | 左平、大率始め16品 |
| | 服装 | 帯の色で官位を分ける。上位者は冠に銀花を飾る |
| 新羅 | 国土 | 高句麗の南、百濟の東に位置、山が多い |
| | 官位 | 伊罰干始め17等 |
| | 服装 | 白色を基調とする。綾絹や珠玉で飾る。女性の髪形は編んで巻き付ける。 |
| 靺鞨 | 国土 | 高句麗の北に位置する |
| | 官位 | 記述なし。狩猟民族。王は存在。 |
| | 服装 | 男子は毛皮、女子は麻布か葛布 |
| 流求国 | 国土 | 台湾を想定。隋は征服しようとしたが失敗 |
| | 官位 | 記述なし。王は存在 |
| | 服装 | 男子は麻縄で髪を束ねる。女子は模様入り布を被る麻布を着て首飾りをする。 |
| 倭国 | 国土 | 東西5か月、南北3か月の行 軍尼120人、伊尼翼（軍尼ごとに10、1伊尼翼80戸） |
| | 官位 | 大徳始め内官12等 |
| | 服装 | スカートと肌着、袖口は小、隋代になり色付きの冠を被る。女性は髪を束ね、縁取りのあるスカートを着る。 |

(1) 国の大きさ

朝鮮半島は古くから南北千Km（3千里）と言われており、1里は300mにあたる。『隋書』で記載されている長さも朝鮮半島の幅（250Km）に対して百済は450里としており、百済と新羅が横に並ぶとすれば、ほぼこの値が当て嵌まる。従って、東夷伝に書かれている里の大きさは隋の時代の単位（400m）でなく、朝鮮半島の単位で記述されている。これは、天体観測が発達して、自分達の居る位置が把握できるようになったことを意味している。

一方、倭国は行程日数で表されているが、月（ゲツ）と日（ジツ）の聞き間違いとすると、東西5日は200Km程度になり、九州の幅になる。両側が海、阿蘇山があり、東側の方が山が高いなど、九州を前提とすると全ての記述が合致する。

(2) 行政区

百済では5つの大都市と5つの地方区に分かれる。地方区は全体で50の郡があった。一方、倭国では120人の軍尼がおり、その下に全体で1200人の伊尼翼がいた。1人の伊尼翼は80戸の住民を管理していた。全体で10万戸になる。

上記の計算は数値が合っているが、10万戸はいずれを指すかが問題となる。通説では日本全土としているが、『魏志』倭人伝の邪馬台国が7万戸であることから九州北部と捉えるのが正しい。

百済に比べて行政組織の集約が進まず、村単位の管理に留まっていた。

(3) 服装

倭国の服装が着目点である。『隋書』では女子は縁取りのあるスカート、男子は色鮮やかな冠に飾りを付けていたとしている。『日本書紀』の推古十一年の記述にも官位十二階の制定時に冠の飾りの記述があり、『隋書』の記述は正しいように思えるが、当時の物と思える聖徳太子像や高松塚古墳の人物像とは一致しない。

縁取りをしたスカートは高句麗の衣裳に近く、ヤマトの服装でない。恐らく九州の服装を記述したと思われる。

2 『隋書』倭国伝の開皇二十年以降の記述

『隋書』倭国伝の記述を記述順に並べると次のようになる。

① 開皇二十年（600年）に多利思北孤が使者を送ってきた。

その使者は倭国の政治体制について「兄は星を使って占い、弟はその結果を政治に役立てる。」と言い、我が国において最も偉いのは天帝であるとした。それに対して隋王は「お前は何をしに来たのか」と問い質した。

② 倭国についての風俗政治体制などの記述。

隋側の当時の認識であり、倭国の記述については、開皇二十年の使者からの情報と裴世清が見聞きしたものを記述したものであろう。

従って、記述の内容は大半が九州での事柄と考えられる。

③ 大業三年（607年）多利思北孤が再び使者を送って来た。

使者が持参した国書には「日出る国の天子より日没する国の天子へ・・・」と書かれており、隋王は立腹した。

④ 大業四年（608年）隋王は裴世清を倭国に送った。

裴世清は小野妹子とともに来日した。裴世清の身分は文林郎であった。文林郎は学術有識者にあたり、裴世清の目的は外交樹立では無く、新しい国（倭国）の調査であった。

裴世清は行程中にいくつかの国を通過した。記述中、「秦王国の後に十余国を経て海岸に達する。」「竹斯国以東は倭（倭）に属す。」とする部分が意見の分かれるところである

が、『日本書紀』の記述を踏まえると海岸は難波港であり、「以東」は「竹斯国の東」と解釈するのが妥当であろう。

すなわち、当時の日本列島には裴世清が国と認識する箇所が複数存在し、ヤマトと九州の境は九州列島であった。倭国とはヤマトを指し、ヤマトにとってこれが中国との外交の最初の機会であった。

3 まとめ

以上、『隋書』を朝鮮半島諸国、『日本書紀』との記述の両方から照らし合わせてみた。全てを整合性にあるように説明しようとする若干の前提が必要になる。

- ① 日本各地には中国人が国と見做す地域が残っていた。
- ② 当時、日本列島には2つの大きな勢力（九州とヤマト）があり、『隋書』の前半の記述は九州の勢力のものである。
- ③ 後半の記述は裴世清が実際にみたものを含んでおり、史実に近い。
- ④ 『隋書』には若干の混乱がある。1つ目は倭国と倭国を分けなかったこと。2つ目は日本列島の大きさを30倍に見誤ったことであろう。この2つを除けば『隋書』の記述は正しく、疑うべきは『日本書紀』の記述にある。

現在の考古学に於いて「『日本書紀』は列島の歴史書であり、『日本書紀』に書かれていない記述は証拠の無い限り取り上げるべきでは無い。」とする考え方が有力である。証拠に基づかない論理は慎むべきではあるが、『日本書紀』はヤマトの歴史書であり、記述が無いのは、書きたくなかったか、ヤマトでの出来事で無かった。」と考えるべきであろう。西暦57年の奴国の金印、邪馬台国、5世紀の倭の五王、そして開皇二十年（600年）の事柄はこれにあたる。

ヤマトから隋の都大興城（西安）まで2500Km、小野妹子はこれを2往復した。その距離1万Km、地球の直径に相当する。それほどの苦勞をしてまで得る中国の文化は魅力的であった。そして、日本の近代化を進めようとする聖徳太子を始めとする当時の指導者の意気込みも感じられる。聖徳太子の存在を否定する現在の風潮は今一度見直すべきでは無かろうか。

『隋書』の倭と倭

名古屋市 石田 泉城

『隋書』には、倭と倭が使い分けられて記されています。帝紀では「倭」とあり、列伝では「倭」とあります。

- ・(大業四年三月) 壬戌、百濟、倭、赤土、迦羅舍國並遣使貢方物。 (煬帝紀上)
(大業四年三月) 壬戌に、百濟・倭・赤土・伽羅舍国、並びに遣わして方物を貢す。
- ・(大業六年春正月) 己丑、倭國遣使貢方物。 (煬帝紀上)
(大業六年春正月) 己丑に、倭国、使を遣わし方物を貢す。(読み下しは泉城。以下同じ)

先師・古田武彦は、その著書『失われた九州王朝』（ミネルヴァ書房2010年、朝日新聞社1973年）において、『隋書』帝紀の「倭」と倭國伝の「倭」が使い分けられていることから、帝紀中の倭國は、倭國伝の中の倭國ではないとされます。(263頁～275頁)

『古代は沈黙せず』（ミネルヴァ書房2012年、駸々堂出版1988年）でも同様の主張が為されています。

その理由は、「倭」は「倭」の誤字ではなく別字であることと、大業四年（608年）に裴清が倭國から帰国した後に「**此後遂絶**」としていますが、大業六年（610年）には倭國が方物を貢献したとあり、「倭國」と「倭國」は異なる国と考えなければ辻褄が合わないとされます。私は、「倭」と「倭」は別の存在とする古田氏の主張に賛成です。ただし、古田氏は、その上で、「倭」が「近畿天皇家」で「倭」が「九州王朝」を指すと主張されます。これについては、数十年前、これらの著書を読んだときに違和感がありました。

というのも、倭について、その経緯を考えると、『三國志』には「**舊百餘國，漢時有朝見者，今使譯所通三十國**」とありますし、『後漢書』においても、「**凡百餘國，自武帝滅朝鮮，使驛通於漢者三十許國**」とあります。『隋書』では「**魏時，譯通中國，三十餘國**」となっています。倭は、古くは凡そ百余国で構成され、前漢の武帝が衛氏朝鮮を滅ぼした後、漢に使者と通訳を派遣してきたのはそのうち三十国ほどとされています。また、『旧唐書』日本國伝には「**日本国者倭國之別種也**」とあって倭國とともに2国が併記されています。

つまり、「倭」は、1国を指すのではなく倭人の国全体を指しています。

こうした中国史書の認識に基づけば、『隋書』の帝紀の「倭」は倭國を始めとして倭人が住む国々を含んだ全体の名称であり、倭國伝の「倭國」は倭人の国々の中の一国を指す国名と理解すべきです。したがって、古田氏が「倭」と「倭」は、別の存在であるとされたのは、ある意味で正しいと言えますが、大業六年の「倭」による遣使について、書紀には記事がないことから「倭」が近畿天皇家を指すと主張は大いに疑問です。

『隋書』の編纂者は、「倭」を倭國を含んだ複数の国の全体と捉えていたために、帝紀には「倭」を代表した倭國の遣使をもって「倭」が朝貢してきたと記したのです。

『日本書紀』推古紀には、小野臣妹子が大唐への遣使とされます。しかし、これは書紀の立場で記されていますから近畿の遣使は妹子であるものの、倭を代表する遣使が妹子であることを示しているわけではありません。『隋書』によれば、倭を代表するのは倭國です。その倭國である九州王朝の遣使が代表者ですから、妹子はこれに随行したのです。そして妹子は、筑紫で大唐使人の役目を終えた裴（世）清を「客」として難波へ案内したのです。

・（推古天皇十五年）秋七月戊申朔庚戌、大禮小野臣妹子遣於大唐、以鞍作福利爲通事。
・（推古天皇）十六年夏四月、小野臣妹子至自大唐。唐國號妹子臣曰蘇因高。即**大唐使人裴世清**・下客十二人、從妹子臣至於**筑紫**。遣難波吉士雄成、召**大唐客裴世清等**。爲唐客更造新館於難波高麗館之上。

妹子の遣使にまつわる記事で奇妙なことが記されています。妹子は、唐帝の手紙を日本に帰国する道中で紛失したとします。私が思うに、その手紙は、倭を代表する倭國・九州王朝の遣使に渡されたものですから妹子が受け取れるはずもありません。紛失したのではなく元々受け取っていないのだと思います。書紀には妹子の奏上が記されています。

・（推古天皇十六年六月）爰妹子臣奏之曰「**臣參還之時、唐帝以書授臣。然經過百濟國之日、百濟人探以掠取。是以不得上。**」

（推古天皇十六年六月）妹子臣奏して曰く「**臣が參還の時に唐帝の書を授かるものの、然るに百濟国經過の日に百濟人が探り掠め取り、それが為に奏上できず。**」

妹子は、この国書紛失の罰を受け十六年六月には流刑に処されるものの天皇の命で恩赦され官位の中で最も高い大徳に昇進となり、その三ヶ月後の推古天皇十六年（608年）九月に派遣されました。このように煬帝の国書紛失に関わる事件は、妹子による大唐への朝貢に全く影響がなかったことからすると、結局記す必要もなく、これはまるで煬帝からの国書が近畿天皇家の手元に存在しない言い訳の寸劇のようです。

逆にいえば、書紀の国書紛失の件は、妹子が倭を代表する遣使ではないと示した記事であるともいえます。倭を代表する国は、九州にある倭國であると考えます。

秦王国とは

東海市 大島 秀雄

1. はじめに

『隋書』倭国伝の大業四年（608年）に裴（世）清が竹斯国から東に向かい秦王国に至ったという記事があり、この秦王国がどこにあったのか、または誤伝なのかについては諸説があるので、主要な説を概観すると共に、以下に思うところを述べてみたい。

2. 主要な説

（1）鳥越憲三郎説

『中国正史 倭人・倭国伝全訳』（中央公論新社、2004年）によれば、秦王国は道筋に該当する所がないが、新羅（辰韓）が中国からの亡命人であるという説もあるので、船員の説明不足か、使者の聞き損ないによる記事と考えられる、としている。

（2）谷川健一説

『四天王寺の鷹』（河出書房新社、2006年）によれば、裴世清一行はまず大宰府に赴き役人らの接待を受け、大宰府から陸路東への道を選んだと推定され、その行程にある香春や行橋は秦氏が集中して居住していた地域であるから、そこを秦王国と見なしたのだろう。周防の国を秦王国と聞き違えたとするのはあたらない、としている。

3. 秦王国の実在性

日本列島に〇〇王国を称する国が実在していたのかは疑問です。

中央では官位十二階が制定され、地方には国造や伴造などが任命されていた時代ですので、とても独立王国を主張するような時代背景にはなかったものと考えます。

しばしば反乱を起こした隼人や蝦夷においても、王国を主張した形跡は見当たりませんので、秦王国という国名は中国側の勝手な解釈の可能性があります。

4. 秦王とは

『新撰姓氏録』左京諸蕃上の筆頭には**太秦公宿禰**が記載されており、この中に仁徳天皇が「詔曰。**秦王所献糸綿絹帛。朕服用柔軟。温暖如肌膚。仍賜姓波多。**」とあり、また『新撰姓氏録』山城国諸蕃には秦忌寸が記載されており、この中の仁徳期に真徳王、普洞王、雲師王、武良王の名がみえます。

さらに『群書類従』に所収の「廣隆寺来由記」によれば、『新撰姓氏録』に記載の**秦王とは普洞王**のことを指しています。

佐伯有清氏もその著書『新撰姓氏録の研究 研究編』（吉川弘文館、1963年）で、秦王というのはおそらく普洞王をさしているのであろうと指摘しています。

『大和の豪族と渡来人』（加藤謙吉著、吉川弘文館、2002年）によれば、5世紀に葛城地方に居住した渡来系の秦氏は、葛城氏滅亡後に山背の深草や葛野などの地に強制移住させられたと思われるのが6世紀に入ってからだとされています。

筆者はこの葛野の秦氏が、以前、我が祖先の秦王が豊国に住んでいたと称して豊国に入国した可能性を考えています。

宇佐神宮の祠官家の1つであった渡来系の辛島氏は新羅から筑紫神社、さらに香春経由で宇佐に進出したとの言い伝えがあるので、葛野の秦氏も新羅から豊国や葛城を經由して葛野に来た可能性があります。

5. 豊国の状況

『日本書紀』景行十二年条には、豊前国の長峽県に着いて、行宮を建ててお休みになり、そこを名付けて京（京都郡）と言ったとあり、また仲哀八年条には、岡県主（福岡県遠賀郡芦屋町付近）の先祖の熊罥が天皇を出迎え、御料の魚や塩を取る区域として、穴門（関門海峡辺り）から東は向津野大済（宇佐市）とし、西は名籠屋大済（北九州市戸畑区）を申告したとする記事を載せており、さらに安閑二年（535年）条には豊国に膝碕屯倉・桑原屯倉・肝等屯倉・大抜屯倉・我鹿屯倉を置いたとあります。

比定地としては、膝碕屯倉（北九州市門司区）・桑原屯倉（福岡県築上郡築城町）・肝等屯倉（福岡県京都郡苅田町など）・大抜屯倉（北九州市小倉南区の貫川流域の大貫・長野・曾根付近）・我鹿屯倉（福岡県田川郡赤村）が考えられており、港湾型屯倉の肝等屯倉は、近くに屯倉主の墓ではないかとされる恩塚古墳（横穴式石室の円墳、6世紀後半、直径25m）があり注目されます。

正倉院に残る大宝二年（702年）の豊前国戸籍で福岡県京都郡に近いのは仲津郡丁里であり、豊前国で濃密に分布する秦部の部民が組織された時期については幾つかの見解がありますが、ヤマト王権が関西以西の各地に支配権を樹立した6世紀前半代が考えられるので、秦王を先祖に持つ葛野の秦氏がヤマト王権の屯倉や部民を管理・統率する立場で豊国に入国した可能性が考えられます。

加えて、葛野の秦氏の旧地が豊国であったならば、管理もスムーズに行われたのではないのでしょうか。

『ウィキペディア』の「聖徳太子」の項では、推古天皇十年（602年）に新羅征討の軍を起こした時、「来目皇子の筑紫派遣後、聖徳太子を中心とする上宮王家及びそれに近い氏族（秦氏や膳氏など）が九州各地に部民を設置して事実上の支配下に置いていったとする説もあり、」とあるので、時代背景から言っても葛野の秦氏の豊国入国はあり得る話だと思います。

6. 『新唐書』日本伝などとの関連

『隋書』倭国伝の大業四年（608年）の段では、裴世清が竹斯国から秦王国に着き、また十余国を過ぎて海岸に到着するとあり、それ以降の行程は書かれていませんが、『日本書紀』推古十六年（608年）の、小野妹子に従って裴世清一行が筑紫から難波津に着き、飛鳥の都に入ったとする記事に対応しており、また『新唐書』日本伝では、用明はまた目多利思比孤ともいい、隋の開皇（注：581～600年）末にあたる。この時初めて中国と国交を通じたと書かれていることから、裴世清一行が船で筑紫から中国側が主張する秦王国（福岡県京都郡苅田町付近）を經由して難波津に向かったと考えることは自然ではないのでしょうか。

特に、この時代において屯倉の設置状況などを考慮すると、北部九州を統治する在地勢力が存在していたとは考えられず、ヤマト王権にとって筑紫は海外の窓口であったと思われるからです。

また、筆者は『隋書』倭国伝では海岸に到着して以降の話を割愛し、『旧唐書』でも曖昧なままにしていた6世紀末のヤマト王権との国交のことを、『新唐書』日本伝では唐側から『隋書』の阿每多利思北孤（＝『新唐書』の目多利思比孤）とは歴代の天皇の誰に対応するのかと問われて、用明天皇のことであると日本側が回答した結果を『新唐書』にそのまま記入したのであると考えると考えています。

倭国側が推古天皇の治世であるにもかかわらず、なぜ多利思比孤とは用明天皇のことであると回答したのかですが、『三国史記』新羅本紀の善徳王十二年（643年）九月条には、あなたの国では婦人が王になっているので隣国から軽んじ侮られ、やがて王を失い、いつ

までも侵略が続き安らかな年がなくなってしまうので、唐から王を派遣しようとの提案が太宗からあったとの記事を載せています。時代は前後するものの中国側に女帝を見下す意識が存在していたと思われ、倭国ではこのような事態を懸念して、推古天皇ではなくて用明天皇の治世と回答した可能性が高いと考えます。

そして6世紀末から7世紀初頭にかけての天皇が用明であることについては中国側が不審に思ったようで、14世紀の『宋史』日本国伝には、隋の開皇年間に聖徳太子は使者を遣わし、海路中国に来て法華経を求めさせたとあるので、この時点でようやく『隋書』の開皇二十年（600年）の阿每多利思北（比）孤は特定の天皇の名前ではなくて、いわゆる「天足彦」という普通名詞であり、開皇年間の倭国の外交を主導したのは聖徳太子だったということに決着をみたのではないのでしょうか。

つまり、中国の正史と言えども外交関係の伝聞記事の矛盾点や疑問点は、以後の正史で見直しされ、解消されるのが当然であり、『隋書』の記述のみに依拠した議論は史実を見誤ると考えるからです。

また、『隋書』の開皇二十年の遣使の記事が『日本書紀』に見当たらないのは、倭国にとって成果がなく、むしろ兄弟で政務を分担していることなどに対して、高祖文帝から「それははなはだ道理のないことだ。」と言われ、屈辱を感じたので『日本書紀』には載せなかったのでしょうか。

さらに、日本の国号が対外的にいつ頃から使われたのかも明確ではないのですが、『日本書紀』天武三年（674年）条に「**對馬國司守忍海造大國言、銀始出于當國、即貢上。由是、大國授小錦下位。凡銀有倭國、初出于此時。**」とあるので、中国により命名されたと思われる倭国の国号を日本に変更したのは天武三年以降であろうと見られます。

そもそも博多湾沿岸を含む地域が竹斯（＝筑紫）国と呼ばれていた時代ですから、邪馬台国時代の国とは1つの国の大きさが違うと思われ、7世紀初頭に十余国が北部九州内に存在していたというのは無理な話かと考えます。

磐井の乱の時に磐井が制圧した国が、『日本書紀』によれば肥前、肥後、豊前、豊後の4国しか挙げられていませんし、『先代旧事本紀』国造本紀によれば、北部九州で筑志より東には豊、宇佐、国前、比多の4名の国造しかいないことから、十余国とは瀬戸内海の国々のことでしょう。

7. おわりに

裴世清一行が筑紫から難波津へ行く途中に入港した時の多数の見物人の顔つきが中国人と似ており、どこに着いたのか尋ねると、過去に福岡県京都郡苅田町付近に秦王を称する人物が住んでいたなどと山背の葛野出身の秦王の子孫から返答され、その時の中国側の使者が秦王国と記録してしまったので、『隋書』倭国伝には秦王国の国名がそのまま採用されたのではないかと推測してみました。

「海岸」は難波津か

名古屋市 石田 泉城

『隋書』倭国伝の冒頭に記される「**各至於海**」をしっかりと認識することが倭国の範囲を把握するための最も基本的な前提です。その上で倭国の中心地である、竹斯國、秦王国への行程記事を理解すべきと考えます。

又至竹斯國。又東至秦王国，其人同於華夏，以為夷洲，疑不能明也。又經十餘國，**達於海岸**。自竹斯國以東，皆附庸於倭。

また竹斯国に至る。また東し秦王国に至る。その人(倭國人)は華夏に同じ。以て夷洲と為すも、疑いを明らかにすること能わず。また十余国を経て海岸に達する。竹斯国より以東はみな倭に附庸す。

『隋書』の記事では、現在にも通ずる地名「都斯麻國」「一支國」「竹斯國」のほか「阿蘇山」が記されています。それらは九州の地名です。倭國の範囲は「其國境、東・西、五月行、南・北、三月行、各至於海」(句読点等は泉城による)とあって、倭國の国境は、東・西・南・北の各々が海に至るとされる「各至於海」ですから、倭國は九州そのものです。しかしながら、通説では、瀬戸内海や畿内の国名が登場しないにもかかわらず「達於海岸」の海岸を「難波津」とします。

果たして「海岸」は「津」でしょうか。

私が中国史書を調べた限りでは、「海岸」を「津」と同意語とする事例はありませんでした。たとえば、「海岸」の使用例について、『三國志』では倭に至る行路で有名な記事「從郡至倭，循海岸水行」に一般名称として、海岸の地形に寄り添い従って水行する意味に「海岸」が使われており、明らかに「津」の意味ではありません。

また、『日本書紀』で唯一「海岸」が表記されるのは敏達天皇二年の記事です。この記事の例では、「海岸」だけではどこかわからないので、「越海之岸」や「越海岸」のように、地名が付されています。

(敏達天皇)二年夏五月丙寅朔戊辰、高麗使人、泊于越海之岸、破船溺死者衆。・・・(中略)・・・秋七月乙丑朔、於越海岸、難波與高麗使等相議、

これらのことから、もし、該当の「海岸」が難波津であれば、「達於海岸」ではなく、少なくとも「達於津」若しくは「達於難波津」や「達難波海岸」と記すはずです。

『隋書』の冒頭の記事にあるように遣使は東行していますから、この海岸は、九州の東海岸であり、秦王国から九州の東海岸までの間に「十餘國」を経たと理解します。

したがって、「海岸」を難波津とする根拠は希薄で書紀の後付けであると考えます。

ところで、「竹斯國」の次に登場する「秦王国」は、「秦王」の国であるのか、若しくは「秦」の王国であるのかが問題です。これについては、「東海の古代」182号の「倭國伝の秦王国について」において述べたように、中国史書に頻出する「秦王」の国と考えます。すなわち、倭國王を外交的、軍事的に補佐する秦王が所在する国です。

前回の例会の話題

- ・女王の時代があった 名古屋市 石田泉城
- ・女性の神様と女首長 一宮市 畑田寿一

例会の予定

■ 例会の予定 次回は日曜日に開催です！

1 日時 5月15日(土) 13時半～

2 場所 名古屋市市政資料館

■ 来月以降の例会

6/25(土), 7/17(日), 8/13(土), 9/17(土)

会員の投稿について

■ 会報誌への投稿 (編集担当: 石田)

toukaikodai@yahoo.co.jp

■ 投稿締切り日 5月28日(土)

■ 投稿文のテーマ

7世紀の『隋書』と聖徳太子について

年会費の納入のお願い

■ 年会費の納入について

1 年会費 5,000円(会報誌等送料込み)

2 納入期限 2022年5月15日(例会予定日)

3 振込先

東海古代研究会の口座を開設しました。

新口座に振込をお願いします。

名称のみの変更で口座番号は変わりません。

・金融機関: ゆうちょ銀行

・名称: 東海古代研究会

・店名: 二一八 店番: 218

・口座: 普通 1299395

ゆうちょダイレクトであれば、ゆうちょ銀行あて振替手数料は月5回まで無料です。

募集中!